

部内各所属長 殿

土 木 部 長

ICT活用工事の実施要領の改定について

このことについて、ICT活用工事の実施要領を改定し、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

1 改定内容

- ICT活用工事(土工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(付帯構造物設置)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(法面工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(舗装工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(河川浚渫工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(地盤改良工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(舗装工(修繕工))実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(土工1,000m3未満)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(小規模土工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(基礎工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(擁壁工)実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
 - ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))実施要領 (令和5年8月 富山県土木部)
- のとおり (概要は別紙1参照) ※下線要領は新規追加

※富山県のホームページの『ICT活用工事についてのお知らせ』から
閲覧できます。

<https://www.pref.toyama.jp/1510/sangyou/nyuusatsu/koukyoukouji/kj00018813.html>

2 適用

令和5年8月15日以降に作成する設計書から適用する。ただし、令和5年8月14日以前に作成した設計書についても、受注者が現場着工前に、工事打合せ簿にて試行の実施を希望した場合は、受発注者協議のうえ、改定後の試行対象とすることができるものとする。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)

改定概要

1 対象工種の拡大

工 種	発注方式	対象工事	
		現行 (R04.10月改定)	R05.8改定
ICT 土工 ※陸上部の施工	発注者指定型	・土工量1千m ³ 以上のうち発注機関が選定したもの ・特記仕様書に明示	同左
	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事 ・土工量によらず特記仕様書に明示 (1千m ³ 未満はICT土工1,000m ³ 未満やICT法面工、ICT小規模土工に準拠)	同左
	受注者希望型	・ICT土工関連工種 ※ICT土工を実施する工事において、受注者が希望する場合	同左
ICT 法面工	受注者希望型	【植生工、吹付工、吹付法砕工】 ・ICT土工関連工種 ※ICT土工を実施する工事において、受注者が希望する場合 【法面整形工 (1,000m ³ 未満)】 ・対象工種を含むすべての工事 ・特記仕様書に明示	【植生工、吹付工、吹付法砕工】 ・同左 【法面整形工 (1,000m ³ 未満)】 ・ICT土工1,000m ³ 未満の要領に掲載替え
ICT 砂防土工 ※砂防工事におけるバックホウ施工	発注者指定型	・土工量1千m ³ 以上のうち発注機関が選定したもの ・特記仕様書に明示	同左
	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事 ・土工量1千m ³ 以上の工事は特記仕様書に明示	同左
ICT 河床等掘削工 ※水中部のバックホウ施工	発注者指定型	・土工量1千m ³ 以上のうち発注機関が選定したもの ・特記仕様書に明示	同左
	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事 ・土工量1千m ³ 以上の工事は特記仕様書に明示	同左
ICT 舗装工	発注者指定型	・舗装面積2千m ² 以上のうち発注機関が選定したもの ・特記仕様書に明示	同左
	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事 ・舗装面積2千m ² 以上の工事は特記仕様書に明示	同左
	受注者希望型	・ICT舗装工関連工種 ※ICT舗装工を実施する工事において、受注者が希望する場合	同左
ICT 河川浚業工 ※バックホウ浚渫船	発注者指定型	・土工量2千m ³ 以上のうち発注機関が選定したもの ・特記仕様書に明示	同左
	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事 ・土工量2千m ³ 以上の工事は特記仕様書に明示	同左
ICT 地盤改良工	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事	同左
ICT 舗装工 (修繕工)	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事	同左
ICT 土工1,000m ³ 未満	受注者希望型	・対象工種を含む全ての工事 ・土工量1千m ³ 未満の工事は特記仕様書に明示	・同左 (対象工種に側溝工、暗渠工追加)
ICT 小規模土工	受注者希望型	・1箇所当りの施工土量100m ³ 程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業 ・1箇所当りの施工土量が100m ³ 程度まで又は平均施工幅1m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破砕積込 (舗装厚5cm以内)、運搬作業 上記のどちらかを含む全ての工事は特記仕様書に明示	・1箇所当りの施工土量100m ³ 程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業 ・1箇所当りの施工土量が100m ³ 程度まで又は平均施工幅2m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破砕積込 (舗装厚5cm以内)、運搬作業 上記のどちらかを含む全ての工事は特記仕様書に明示
ICT 基礎工 (新規)	受注者希望型	—	・対象工種を含む全ての工事
ICT 擁壁工 (新規)	受注者希望型	—	・対象工種を含む全ての工事
ICT 構造物工 (橋脚・橋台) (新規)	受注者希望型	—	・対象工種を含む全ての工事

発注者指定型：ICT活用工事の積算要領に基づく積算を行い発注する。

受注者希望型：通常の積算基準に基づく積算を行い発注し、受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用工事の積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行う。

2 実施要領の主な改定内容

(共通：土工、砂防土工、河川等掘削、付帯構造物設置工、法面工、舗装工、河川浚渫)

- ・ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用について留意事項追加

【追記内容】

- 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。
- 2) 受注者からの見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費などの費用は計上しないものとする。

- ・ 国土交通省が定める施工管理要領、監督検査要領一覧の改定

(作業土工(床堀))

- ・ 積算要領の適用範囲の変更(平均施工幅2m以上：施工パッケージ、2m未満：小規模土工)

(付帯構造物設置工)

- ・ 同時施工の工種の変更

(法面工)

- ・ 対象工種の法面整形工(土工量1,000m³未満)の記載削除(土工1,000m³未満の要領に記載)

(地盤改良工)

- ・ 土木工事標準設計基準書に対する補正式の変更

(土工1,000m³未満)

- ・ 対象工種に法面整形工(1,000m³未満)、側溝工(暗渠工)、暗渠工の追加

(小規模土工)

- ・ 3次元出来形管理等の施工管理を該当なしに変更

(基礎工) (擁壁工) (構造物工(橋脚・橋台))

- ・ 新規追加